

クリーンランド

南佐久環境衛生組合広報紙

2019
第34号

令和元年 9月10日

発行者 南佐久環境衛生組合
住 所 南佐久郡佐久穂町大字宿岩306番地
T E L 0267-86-7710
印刷所 キクハラインク有限会社

【クリーンランド】

「クリーンランド」とは南佐久の広域が清潔、豊か、衛生的である思いを込めてネーミングされました。



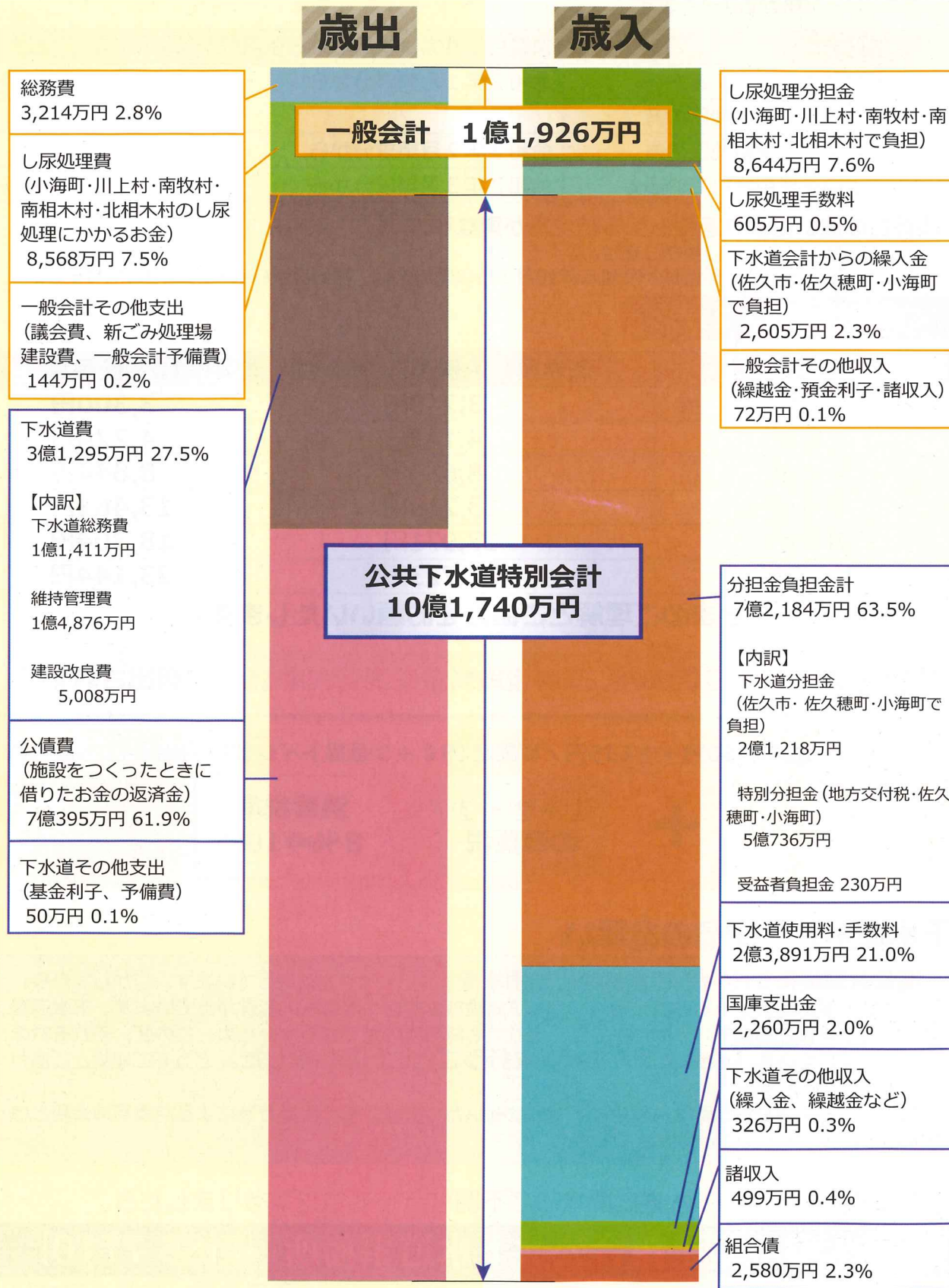
〈南相木村移住定住促進施設『たまる家』〉
移住定住体験施設として古民家を改修しました。
是非体験してみたいはいかがでしょうか。

目 次

議会報告	2
平成31年度当初予算	3
下水道使用料の改定について	4

平成31年度の当初予算額

組合全体で11億3,666万円



南佐久環境衛生組合は、小海町・川上村・南牧村・南相木村・北相木村のし尿処理、佐久市・佐久穂町・小海町の公共下水道事業を共同で行う一部事務組合とよばれる地方公共団体の組合です。
(特別地方公共団体)
今年度は議員改選が行われ、次のようにそれぞれ選任されました。
また、この度、共同処理事務の一部廃止に伴い議員定数が16名から10名になりました。
※当組合での南佐久郡内6町村の新ごみ処理事業は、4月1日付で廃止となりました。

令和元年7月10日開催の令和元年第1回議会臨時会において、議会の構成が決まりました。

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 議長 石井 正行 (佐久穂町) | 下水道常任委員会 (4名) |
| 副議長 井出 薫 (小海町) | 委員長 渡辺 均 (小海町) |
| | 副委員長 須田 良子 (佐久穂町) |
| | 委員 高橋 良衛 (佐久市) |
| | 委員 石井 正行 (佐久穂町) |
| 総務常任委員会 (6名) | 議会運営委員会 (4名) |
| 委員長 島崎 規子 (佐久穂町) | 委員長 井出 忠一 (南相木村) |
| 副委員長 新海 文人 (南牧村) | 副委員長 林 克比古 (川上村) |
| 委員 井出 薫 (小海町) | 委員 島崎 規子 (佐久穂町) |
| 委員 林 克比古 (川上村) | 委員 渡辺 均 (小海町) |
| 委員 井出 忠一 (南相木村) | |
| 委員 山口 吉彦 (北相木村) | |

議会報告

平成31年1月28日 ・平成31年第1回議会定例会

専決処分承認案 2件	《原案承認》
組合の共同処理する事務の廃止に伴う改正条例 4件	《原案可決》
平成30年度補正予算 2件	《原案可決》
平成31年度当初予算 2件	《原案可決》
議会委員会条例の一部を改正する条例 1件	《原案可決》

令和元年7月10日 ・令和元年第1回議会臨時会

議会構成決定	
議会選出監査委員の選任同意	《原案同意》
令和元年度下水道会計補正予算 1件	《原案可決》
廃掃条例の一部を改正する条例 1件	《原案可決》
公共下水道条例の一部を改正する条例 1件	《原案可決》
南佐久浄化センターの建設工事委託協定 1件	《原案可決》

- | | | |
|--|------------------------------------|---|
| 職員人事異動 | 監査委員 | 理事者会 |
| 3月31日付
・派遣町(佐久穂町)へ
公共下水道事務所
小林 恵祐 | 代表 篠原 利樹 (小海町)
議会選出 高橋 良衛 (佐久市) | 組合長 佐々木 勝 (佐久穂町長)
副組合長 黒澤 弘 (小海町長)
副組合長 大村公之助 (南牧村長)
理事 柳田 清二 (佐久市市長)
理事 藤原 忠彦 (川上村長)
理事 中島 則保 (南相木村長)
理事 井出 高明 (北相木村長) |
| 4月1日付
・派遣先(佐久穂町)から
総務課総務係長
柏崎 今朝幸
・小海町から派遣
公共下水道事務所
新井 忍 | | |

消費税法改正に伴う下水道使用料の改定について(お知らせ)

令和元年10月1日から、消費税率が8%から10%へ変更されます。このことにより下水道使用料の改正を行います。ただし、令和元年9月30日以前から継続して下水道を使用されている方については、下記の表の請求月から10%が適用されます。

使用水道区分		消費税10%が適用される使用料金請求月
佐久下水道を使用されている方		令和2年1月請求分から
北部水道を使用されている方	相生、宿岩地区の方	令和2年2月請求分から
	榎田、東町地区の方	
小海町営水道を使用されている方		令和2年3月請求分から

※検針日の違いにより適用となる請求月が異なります。

(注意) 1 基本料金等に変更ありません。

2 下水道の使用開始日が令和元年10月1日以降の方は、開始日から10%の適用となります。

<参考料金表> 2か月

汚水量	消費税8%使用料	消費税10%使用料
0～16 (基本量) m ³	3,240円	3,300円
20 m ³	4,147円	4,224円
40 m ³	8,683円	8,844円
60 m ³	13,219円	13,464円
80 m ³	17,971円	18,304円
100 m ³	22,723円	23,144円

皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

令和元年10月1日以降のし尿等汲取料金は消費税率10%で算出されます

汲取料金 = ①基本料50円 + ②135円/収集量18ℓ + ③仮設トイレ加算※仮設トイレの場合のみ

+

① + ② + ③
の消費税

消費税率
8%⇒10%

下水道事務所からのお願い

南佐久環境衛生組合の下水道管には雨水を流せないことになっています。しかしながら、雨が降ると下水道管を流れる量が増え、ポンプ施設等の施設や経費への影響が出ています。下水道管は定期的に点検と補修を行っていますが、それでも降雨時の量が減らないため、この度、それぞれのお宅に設置している『公共ます』の点検を行うことにいたしました。どうぞご理解とご協力をお願いいたします。

なお、この点検を行う際は、事前にお知らせをいたします。他の営業行為による点検清掃業務とは関係ございませんのでご承知置ください。

お問い合わせ先 ●下水道に関するご不明な点・ご相談等ありましたら、

南佐久環境衛生組合公共下水道事務所 {TEL86-7710}

までお問い合わせください。